

地域金融機関はどう対応するか!?

第2回

日下智晴・金融庁総務企画局地域金融企画室長兼
検査局総務課地域金融機関等モニタリング長に聞く

顧客との共通価値の創造を目指した金融行政とは!? (前編)

ベストプラクティス追求に向け 地域金融機関と対話を行う



バブル崩壊後の不良債権問題の解決が急務だった時代に発足した金融庁が、いま大きな転機を迎えている――。

金融庁は、平成28事務年度の金融行政方針において、顧客との「共通価値の創造」を目指したビジネスモデルの構築を促すと明記した。前回は、こうした金融行政の転換に対する地域金融機関の受け止め方や今後、金融仲介機能の強化を図っていくうえで課題に感じていることなどをレポート。地

域金融機関からは、新しい金融行政を前向きに捉える声が聞かれる一方で、懸念や不安・疑問の声も少なからず聞かれた。

今回と次回は、こうした地域金融機関の声を踏まえ、金融庁の日下智晴・総務企画局地域金融企画室長兼検査局総務課地域金融機関等モニタリング長に、生まれ変わった金融行政の意図やポイント、「金融仲介機能のベンチマーク」策定の背景や今後の方針などについて話を伺った。

――平成28事務年度の金融行政方針は、これまでの個別資産査定や法令遵守の確認に重点を置いてきた内容から、事業性評価に基づく融資をさらに促進する内容に大きく踏み込んだという印象を受けます。その考え方や経緯などから聞かせてください。

日下 確かに、平成28事務年度の金融行政方針においては、日本型金融排除の実態調査や金融仲介機能のベンチマークなどを通じて、

事業性評価に基づく融資を促すことを明示していますが、もともと

金融行政が事業性評価の促進に軸足を移し始めたのは平成25事務年度からです。

それ以前の金融検査は、オンライン・モニタリングすなわち立入検査における個別の資産査定を中心に、金融機関の健全性を評価するものでした。

しかし、こうした金融検査を続けてきた結果、金融機関の融資が企業の財務データや担保・保証に必要以上に依存する傾向が見られ

るようになりました。

そこで、①個別資産ではなく金融機関全体のリスク分析に基づく健全性の評価、ならびに②借り手の事業内容等の適切な評価に基づく融資の促進を行う流れを平成25事務年度から作ってきたのです。

金融行政の転換の源流は リレバンの機能強化

――平成25事務年度から始まった金融行政の転換は、どのように進められてきたのですか。

日下 まず前者の流れである「①

資産査定における金融機関の判断の尊重」については、平成25事務年度に「小口の資産査定について金融機関の判断を極力尊重」という方針を掲げ、平成26事務年度以降は「金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外の資産査定について、原則として金融機関の判断を尊重」として、これを金融モニタリング基本方針にも明記しました。

後者の流れである「②事業性評価に基づく融資の促進」については、平成25事務年度に地域銀行が取引先企業の事業を適切に評価できているかを個別事例に基づき議論しました。

平成26事務年度は、地域銀行が事業を適切に評価し企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証し、銀行の体制強化を促進。続いて、平成28事務年度は「事業性評価モニタリング専門チーム」を組成して地域金融機関に対する継続的なモニタリング態勢を整備しました。

そして、平成28事務年度において、目指すべき金融の姿として

「顧客との共通価値の創造に根ざしたビジネスモデルの確立」(図表1)を掲げ、過去の反省を含めた三つの金融検査・監督見直しのコンセプト(図表2)のもと、新たな金融行政方針を昨年10月に公表したのです。

ただし、今日の金融行政の転換の源流をたどると、それは平成15年に打ち出されたリレーションシップバンキングの機能強化に行き着くことを忘れてはなりません。

――リレバンの機能強化が金融行政の転換の原点とは、どういうことなのでしょう。

日下 企業価値の向上、地方創生や地域活性化への貢献ということが、いまの地域金融機関に求められるキーワードであり、金融行政の中心課題ともなっているわけですが、その起点となったのは平成15年の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」だといえます。

当時、バブル崩壊によって企業の債務返済が滞り、金融機関は多額の不良債権を抱えてしまいました。そこで政府は、平成14年に大

